

白川村未来を担う人材育成奨学資金

Q&A 質疑応答集

令和4年6月 白川村教育委員会事務局

目次

(ページ)

1 はじめに	3
2 全体概要	3
3 応募について	3
4 選考について	5
5 給付について	6
6 報告について	8

はじめに

白川村では、村の若者たちの夢実現の後押しとして、趣旨を賛同していただいた企業からの寄付金(企業版ふるさと納税)を財源とした給付型奨学資金「白川村未来を担う人材育成資金」を新たに設けました。これまでの奨学資金は「経済的な理由等により進学困難」の学生を重点的に支援しており、また、対象は進学者のみとなっています。今回白川村では大学等への進学者に限らず、高い志を持ち、村の振興に熱意を持って一生懸命に頑張る村の若者を応援する奨学資金として、様々な分野のプロフェッショナルを目指す修業者も給付対象としました。

これまでとは違った新しい奨学資金について、多くの方々にご理解いただけるよう、Q&A形式でまとめた資料を作成しましたのでご利用ください。なお、このQ&Aは随時更新していきます。

夢に向かって全力で頑張る村の若者に役立つ奨学資金としてご利用いただけることを願っております。

【全体概要】

Q1-1 「白川村未来を担う人材育成奨学資金」とは、どのような奨学資金ですか？

A 夢に向かって全力で頑張る村の若者を応援する奨学資金です。

通称「夢ひとりだち奨学資金」といい、夢を持つ村の若者であれば誰でも申請できます。大学等進学のみならず職人になるための修業等をめざす若者も対象者となります。

Q1-2 申請を出せば夢をもっている村の若者であれば誰でも給付されますか？

A 誰でも給付されるものではありません。

夢に向かい計画的に学び進めていこうとする若者を応援する奨学資金です。申請書と共に提出していただく夢実現計画シートをもとに、選考委員が内定者を決定します。適任者が無い場合は内定者0人の年もあります。

【応募について】

Q2-1 いま高校在学中でまだ大学受験をしていませんが、私でも申請ができますか？

A 申請できます。

大学等進学に向けた申請については高校1年生からできます。ただし、給付は大学等への進学が決定してからとなります。

Q2-2 高校を卒業し現在は予備校に通いながら大学受験をめざして2年目となりますが、私でも申請ができますか？

A 申請できます。

大学等進学に向けた申請については、上限25歳までの高校卒業者、大学在学者を対象としています。

Q2-3 大学在学中は何年生からでも申請できますか？またこのあと大学院への進学を考えていますが大学院生も対象となりますか？

A 申請できます。

大学生や大学院生は25歳までであれば全て対象となります。

Q2-4 高校卒業後、専門学校への進学を考えていますが、申請はできますか？

A 申請できます。

進学対象校は、大学、短期大学(専攻科を含む)、大学院の修士課程、高等専門学校(ただし4年生以上で専攻科を含む)、専門学校(専修学校専門課程)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校です。

Q2-5 いま9年生です。学園を卒業してから宮大工をめざして修業に行きたいのですが、申請はできますか？

A 申請できます。

修業者の場合は15歳から申請ができます。内定が決定された方は修業先が決まれば給付されます。

Q2-6 高校を卒業したらパティシエをめざしてフランスへ修業に行きたいと考えています。しかし、修行(店)先は3つ候補があり現地へ行ってから探したいと思っています。修業先が決定していない状況で申請はできますか？

A 申請できます。

国内での修業を希望する場合は、修行先が決定していることが給付の条件となりますが、国外での修行の場合は現地での修行先探しも夢実現に向けた行動のひとつとなります。ただし、修行する者への奨学資金であるため、修行先が決まらない場合は給付中止(もしくは返還)となります。

Q2-7 両親と私は村外に住所を移し住んでいます。祖父母のみ村に住んでいるのですが、私は申請ができますか？

A 申請できません。

親権者たる家族が村に住所を有する者が申込資格者の要件として定めています。ただし、親権者が祖父母の場合であれば申請ができます。

Q2-8 現在、他の奨学金をいただいておりますが、併用することは可能ですか？

A 可能です。

Q2-9 応募するためには、何をどこに出せばいいですか？

A 申請書等を白川村教育委員会事務局(担当 教育総務係)に提出します。

《提出書類》

- ①申請書(白川村ホームページよりダウンロード可能)
- ②夢実現計画シート(様式第2号:白川村ホームページよりダウンロード可)
- ③家族全世帯住民票
- ④村税調査同意書

その他

◆進学者の場合

- ・在学証明書
- ・学業成績証明書(大学等1年生は高校の成績証明書を提出)
- ・進学決定者の場合は合格通知書
- ・学費がわかる書類

◆修業者の場合

- ・事業予算書(様式第3号:白川村ホームページよりダウンロード可)
- ・事業費がわかる書類

Q2-10 申請書などホームページからダウンロードした資料はパソコン入力でもいいですか？

A よろしいです。

パソコンで入力でも手書き記入でも、どちらでも構いません。

【選考について】

Q3-1 どのように選考されますか？

A 審査委員会による書面審査及び面接審査の2段階での選考となります。

書類審査では夢実現計画シート(様式第2号)をもとに審査されます。書類審査合格者のみ面接審査を受けることとなります。面接審査は、プレゼンテーションと質疑応答による審査となります。(※令和4年度より、面接の前に、審査員や専門分野の方々からアドバイスをいただいたり、相談をしたりすることができるようになりました。)

Q3-2 大学卒業後、村に帰るつもりです。その場合は選考に有利ですか？

A 帰村するか否かは選考の結果を左右しません。

志が高く、将来の夢が明確であり、実現に向けた計画をもっていること。また SDGs の視点を持った行動計画や、村への貢献の在り方等を具体的に持っていることが重要です。もちろん、村への貢献の手段として帰村は考えられます。

Q3-3 面接審査の際に帰村出来ない場合はオンライン等での審査も可能ですか？

A 可能です。

基本は対面での面接としますが、状況に応じてオンライン等による面接も行います。

Q3-4 選考による合格者(内定者)は毎年何名ですか？

A 人数は決まっています。

審査委員会の審査の結果、合格者0人の年もあります。

Q3-5 合格できなかった場合は、その理由等の説明がありますか？

A 説明はありません。

審査結果については申請者全員にお伝えします。

【給付について】

Q4-1 選考審査で合格となり給付内定をいただきました。給付を受けるために必要な手続きはありますか？

A 大学等受験をされる場合は、志望分野の大学等の合格が確定した通知書が必要です。

国内で修業をされる場合は、修業先が確定した通知書が必要です。

海外で修業をされる方で修業先が確定している場合は、通知書が必要です。修業先を現地で探す場合は必要ありません。(ただし確定後直ちに通知書を届ける必要があります)

更に以下の書類を揃えて提出し、全て確認された段階で給付決定の通知書が渡されます。

- ・連帯保証人と連署した誓約書
- ・渡航費証明書(海外修業者のみ)
- ・振込先報告書

Q4-2 給付内定を取り消されることはありますか？

A あります。

大学等受験をされた方で合格が確定されなかった場合は内定が取り消されます。

修業者も同様に修行先が確定されなかった場合は内定が取り消されます。

Q4-3 給付額の金額はいくらですか？

A 大学等に進学の場合は、在学期間中で年間学費の5割以下(最大100万円)を給付します。修業者の場合は必要経費のうち最大200万円を給付します。

Q4-4 大学等在学期間中は毎年継続的に給付されますか？

A 基本は給付されます。

全ての奨学生(奨学資金を受給される方)は、毎年度末に「現状報告調書」と「夢実現計画シート(自己評価)」を提出することになります。その際に継続を希望される方は継続申請書も提出願います。提出された書類をもとに適格認定審査が行われ、継続給付が認められた方は次年度も給付されます。

Q4-5 修業期間中は毎年継続的に給付されますか？

A 給付されません。

修業者の場合は、一括給付(概算・精算)となります。申請時に提出された事業予算書をもとに1年で2度に分けて(概算・精算)給付されます。予算額を超える給付や追加給付はありません。

Q4-6 昨年度からの奨学生です。来年度は病気で1年間休学をすることになりました。休学期間中の奨学資金は給付されますか？

A 休学期間中は給付を停止します。

年度末の「現状報告調書」提出時に休学が決定している場合は、書類に休学と記して提出してください。年度途中で休学が決定した場合は、直ちに休学届を提出してください。場合によっては給付された奨学資金を一部返還していただくこともあります。

Q4-7 イタリアで修業している奨学生です。病気で退所となり日本に帰りました。奨学資金の返還は必要ですか？

A 返還の必要はありません。

精神もしくは身体の障害により退所を余儀なくされた場合は、返還は免除されます。ただし、その際は病状等を証明できる書類提出が必要となります。

Q4-8 大学在学中の奨学生です。単位取得不足により卒業が出来なくなり留年することになりました。次年度も奨学資金の給付はありますか？

A 次年度の給付はありません。

学業不良により卒業できない場合は奨学生の資格を失い、奨学資金の給付は廃止となります。場合によってはこれまでに給付された奨学資金を全額あるいは一部返還することになります。

Q4-9 大学在学中の奨学生です。申請した当時は教員を目指していましたが、現在は観光業に興味があり将来の夢が変わってきました。この場合でも継続給付は出来ますか。

A 継続給付は出来ません。

掲げた目標の方向性が明らかに転換した場合は、奨学生の資格を失い奨学資金の給付は廃止となります。目標に向けた学びの過程の中で、新たな目標が見つかるケースもあり得ますが、場合によっては、これまで給付した奨学資金を全額あるいは一部返還していただくこともあります。

【報告等】

Q5-1 住所等が変更した場合は、どうすればいいですか？

A 出来るだけ早く教育委員会事務局へ報告してください。

次の場合も報告が必要です。

- ・自身又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動を生じたとき。
- ・連帯保証人を変更するとき。
- ・奨学資金振込口座を変更するとき。
- ・その他手続に影響を及ぼす事項に異動を生じたとき。

Q5-2 給付期間終了後は成果報告等が必要ですか？

A 必要です。

すべての奨学生は毎年度末に「現状報告調書」と「夢実現計画シート(自己評価)」を提出し、卒業や修業終了となる年度末も同じく提出が必要です。更に、卒業や修業終了後は、プレゼンテーションによる成果発表を教育長にさせていただきます。

Q5-3 給付期間終了後の就職先等の報告は必要ですか？

A必要です。

大学卒業や修業終了後、就職先が決定した時点で報告をしていただきます。これをもって奨学資金に関する提出報告書は終了です。

なお、今後の申請希望者への事例紹介として、奨学生であった皆さんのご活躍を紹介することもあり得ます。その際は教育長の求めに応じ、現状等のご報告にも協力願います。